

自転車通勤規程

第1条(総則)

本規定は、従業員が通勤のために自転車を使用する場合の取り扱いについて定める。

第2条(利用者)

自転車通勤は、原則として、自転車を運転することができる健康状態にある従業員に限り認める。

第3条(対象とする自転車)

通勤に使用する自転車は、以下に適合するものとする。

- 1) 自転車の安全に係わる装備は法律に準拠し、正しく装着されている自転車とする
- 2) 定期的に正しく整備・点検された自転車とする
- 3) 防犯登録された自転車とする
- 4) 自転車損害賠償責任保険に加入した自転車とする

第4条(通勤経路)

自宅から勤務地までの通勤経路は、合理的な経路をとるものとし、事業者の承認を得るものとする。また、交通規制等の合理的な理由による、他の経路への迂回を認めることとする。

第5条(通勤距離)

自転車通勤距離が10km未満の場合に、当該区間での自転車通勤を認めるものとする。なお、通勤距離は、自宅から駐輪場までの経路を Google Map で測定した距離を基準とする。

第6条(通勤可能区間)

安全面を考慮し、以下の区間での利用は認めないものとする。

- 1) 東京都のJR山手線圏内
- 2) 大阪府の大阪環状線圏内

第7条(公共交通機関との乗り継ぎ)

従業員は自宅から勤務地までの合理的な経路上において、公共交通機関がある区間にについて、自転車と公共交通機関を乗り継げるものとする。

第8条(自転車損害賠償責任保険等への加入)

自転車通勤する者は、必ず従業員自身の入院・通院などが補償される保険と1億円以上の損害賠償を補償する保険に加入するとともに、保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類等を提出することとする。

また、賠償については従業員本人が責任を負うものとし、相手方への賠償金の支払い手続き等の対応一切を行う。

第9条(シェアサイクルの利用)

シェアサイクルの利用は認めない。

第10条(ヘルメットの着用)

自転車通勤する者は、ヘルメットの着用に努めること。

第11条(駐輪場の利用)

自転車通勤する者は、駐輪が許可されている場所を確保するとともに、その駐輪場を正しく利用しなくてはならない。

第12条(安全教育・指導)

自転車通勤する者は、自転車の交通安全に関する教育・指導を受講すること。

第13条(ルール・マナーの遵守)

自転車通勤する者は、交通規則や自転車の利用マナーを遵守すること。

第14条(事故時の対応)

自転車通勤途上に交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護および警察への届出を行うとともに、速やかに会社に報告し、会社の指示に従って行動しなければならない。

第15条(主管部署)

自転車通勤に関する許可などの主管部署は、人事部とする。

第16条(許可申請)

自転車通勤を希望する者は、所定の申請様式を(主管部署)にて定める部署へ提出のうえ、許可を受けなければならない。なお、申請は年度ごとに行うものとする。

第17条(禁止条項)

1. 運転に際しては、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - 1) 飲酒や過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態で運転すること
 - 2) その他、道路交通法令により禁止されている行為をすること
 - 3) 業務中に私用自転車を利用すること
2. 前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

第18条(通勤手当)

自転車通勤での通勤距離が2km以上の場合、月給制社員には月額2,000円、時給制社員には日額100円を支給する。

(付則) 本規定は2022年9月1日より実施する。